

労 災 保 険 率 表

(平成27年4月1日改定)

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	1000分の60
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の19
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の38
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の20
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の3
	採石業	1000分の52
	その他の鉱業	1000分の26
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の79
	道路新設事業	1000分の11
	舗装工事業	1000分の9
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の9.5
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の11
	既設建築物設備工事業	1000分の15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の6.5
	その他の建設事業	1000分の17
製造業	食料品製造業	1000分の6
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の4.5
	木材又は木製品製造業	1000分の14
	パルプ又は紙製造業	1000分の7
	印刷又は製本業	1000分の3.5
	化学工業	1000分の4.5
	ガラス又はセメント製造業	1000分の5.5
	コンクリート製造業	1000分の13
	陶磁器製品製造業	1000分の19
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の7
	非鉄金属精錬業	1000分の6.5
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の5.5
	鋳物業	1000分の18
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の6.5
	めつき業	1000分の7
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の5.5
	電気機械器具製造業	1000分の3
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の4
	船舶製造又は修理業	1000分の23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の3.5
その他の製造業	1000分の6.5	
運輸業	交通運輸事業	1000分の4.5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の9
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の9
	港湾荷役業	1000分の13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の13
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の12
	ビルメンテナンス業	1000分の5.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の7
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の2.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の3.5
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の2.5
	その他の各種事業	1000分の3

第二種特別加入保険料率表

(平成27年4月1日改定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種 特別加入保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	1000分の13
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	1000分の19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	1000分の46
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	1000分の52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	1000分の7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	1000分の14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の作業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	1000分の49
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械従事者）	1000分の3
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	1000分の3
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1000分の16
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	1000分の7
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1000分の17
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	1000分の4
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1000分の18
特15	労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1000分の3
特16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	1000分の9
特17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	1000分の4
特18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	1000分の6

労 務 費 率 表

(平成27年4月1日改定)

事業の種類 の分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	20%
	舗装工事業	18%
	鉄道又は軌道新設事業	25%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%
	既設建築物設備工事業	23%
	機械装置の組立て又は据付けの事業	
	組立て又は取付けに関するもの	40%
その他のもの	22%	
	その他の建設事業	24%